

28. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (固定式水系消火装置のガイドラインの改正)

1. はじめに

2024年6月27日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編中、固定式水系消火装置のガイドラインの改正に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2024年6月27日から適用されている。

2. 改正の背景

車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域に設置される固定式水系消火装置の技術指針として、IMOは2020年12月にMSC.1/Circ.1430/Rev.2を発行しており、本会はこれを規則に取入れている。

その後、2022年2月に開催されたIMO第8回船舶設備小委員会(SSE 8)において、当該指針中で保護範囲の甲板間高さとして用いられる“free height”の意味が不明瞭であるとの議論がなされ、2023年2月に開催されたIMO第9回船舶設備小委員会(SSE 9)において、図1の通り“free height”とは保護範囲の甲板から天井までの高さであることが確認され、関連の定義の追加、文言の修正を盛り込んだ改正案であるMSC.1/Circ.1430/Rev.3が承認された。

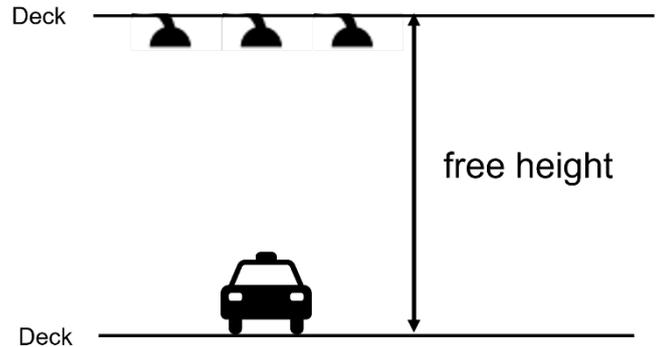


図1 free height の定義

同改正案は、2023年6月に開催されたIMO第107回海上安全委員会(MSC 107)において、MSC.1/Circ.1430/Rev.3として採択された。

このため、MSC.1/Circ.1430/Rev.3に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) ロールオン・ロールオフ区域等に設置する固定式水系消火装置の具体的な指針として MSC.1/Circ.1430/Rev.3 を参照するよう改めた。
- (2) 固定式加圧水噴霧装置が設けられるロールオン・ロールオフ区域の排水設備に関する要件について、文言の修正を行った。